

各種事務事業の取扱い(高齢者・障害者福祉関係)

各種事務事業の取扱い(高齢者・障害者福祉関係)について提案する。

平成16年3月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-3-5 各種事務事業の取扱い(高齢者・障害者福祉関係)
<ul style="list-style-type: none">・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・補助金等のうち、高齢者(老人)クラブ連合会、身体障害者福祉協会、石狩市手をつなぐ親の会、心身障害者父母の会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとし、聴力障害者協会、ひまわり手輪の会、障害老人と共に歩む会、ふれあい広場タンポポのはら補助金については、現行のとおりとする。・高齢者・障害者福祉関係事業のうち、高齢者等消融雪機器設置費補助事業、高齢者バスカード等交付事業、ミドルステイサービス、長寿祝金支給制度、老人憩いの家、寿の家施設管理運営事業、敬老事業、除雪サービス事業、緊急通報サービス事業、一人暮らし高齢者等安否確認事業、保養センター老人等入浴券交付事業については、合併後に新市において調整するものとする。・福祉施設管理事務のうち、高齢者生活福祉センター、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、シルバーホームについては、浜益村の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-3-5	各種事務事業の取扱い(高齢者・障害者福祉関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・補助金等のうち、高齢者(老人)クラブ連合会、身体障害者福祉協会、石狩市手をつなぐ親の会、心身障害者父母の会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとし、聴力障害者協会、ひまわり手輪の会、障害老人と共に歩む会、ふれあい広場タンポポのはら補助金については、現行のとおりとする。 ・高齢者・障害者福祉関係事業のうち、高齢者等消融雪機器設置費補助事業、高齢者バスカード等交付事業、ミドルステイサービス、長寿祝金支給制度、老人憩いの家、寿の家施設管理運営事業、敬老事業、除雪サービス事業、緊急通報サービス事業、一人暮らし高齢者等安否確認事業、保養センター老人等入浴券交付事業については、合併後に新市において調整するものとする。 ・福祉施設管理事務のうち、高齢者生活福祉センター、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、シルバーホームについては、浜益村の制度に合わせるものとする。 			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(公共的団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合・再編を働きかけるものとする。 ・聴力障害者協会、ひまわり手輪の会、障害老人と共に歩む会、ふれあい広場タンポポのはらについては、現行のとおりとする。 ・身体障害者福祉協会の各地区については、北海道身体障害者福祉協会の組織規程により、統合することとなる。
2. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、高齢者(老人)クラブ連合会、身体障害者福祉協会、石狩市手をつなぐ親の会、心身障害者父母の会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとし、聴力障害者協会、ひまわり手輪の会、障害老人と共に歩む会、ふれあい広場タンポポのはら補助金については、現行のとおりとする。
3. 高齢者・障害者福祉関係事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、高齢者等消融雪機器設置費補助事業、高齢者バスカード等交付事業、ミドルステイサービス、長寿祝金支給制度、老人憩いの家、寿の家施設管理運営事業、敬老事業、除雪サービス事業、緊急通報サービス事業、一人暮らし高齢者等安否確認事業、保養センター老人等入浴券交付事業については、合併後に新市において調整するものとする。
4. 福祉施設管理事務	総合保健福祉センター、老人デイサービスセンターについては、合併時に石狩市の制度に合わせるものとし、高齢者生活福祉センター、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、シルバーホームについては、浜益村の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 関係団体(公共的団体等)(第10回現況調書8・9ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩市高齢者クラブ連合会 石狩市手をつなぐ親の会	厚田村老人クラブ連合会 心身障害者父母の会	浜益村老人クラブ連合会	新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合・再編を働きかけるものとする。
	聴力障害者協会 ひまわり手輪の会 障害老人と共に歩む会 ふれあい広場タンポポのはら	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	石狩市身体障害者福祉協会	北海道身体障害者福祉協会石狩支庁支部厚田分会	北海道身体障害者福祉協会石狩支庁支部浜益分会	北海道身体障害者福祉協会の組織規程により、統合することとなる。

2. 補助金等(第10回現況調書8~12ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
補助金等	石狩市ふれあい雪かき運動助成金 石狩市家族介護者ヘルパー受講支援事業助成金 石狩市身体障害者自動車運転免許取得費補助金	該当なし	該当なし	石狩市だけの制度であり、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
	石狩市高齢者クラブ連合会補助金 石狩市身体障害者福祉協会補助金 石狩市手をつなぐ親の会補助金	厚田村老人クラブ連合会補助金 北海道身体障害者福祉協会石狩支庁支部厚田分会補助金 心身障害者父母の会補助金	浜益村老人クラブ連合会補助金 北海道身体障害者福祉協会石狩支庁支部浜益分会補助金	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。
	聴力障害者協会補助金 ひまわり手輪の会補助金 障害老人と共に歩む会補助金 ふれあい広場タンポポのはら補助金	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

3. 高齢者・障害者福祉関係事業（第10回現況調書13～79ページ参照）

3市村において、事業内容に多少の差異はあるが、新市において一体的なサービスを行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、次の事業については、現在石狩市において、負担の公平性と安定的なサービス提供の確保を図る観点から、対象年齢や利用者負担などのサービスのあり方について石狩市社会福祉審議会に諮問しており、合併時における石狩市の制度が現時点で明らかになっていないために、厚田村及び浜益村の制度と比較することができないことから、合併後に新市において調整するものとする。

《現在、石狩市社会福祉審議会に諮問している事業》

- ・高齢者等消融雪機器設置費補助事業
- ・高齢者バスカード等交付事業
- ・ミドルステイサービス
- ・長寿祝金支給制度
- ・老人憩いの家、寿の家施設管理運営事業
- ・敬老事業
- ・除雪サービス事業
- ・緊急通報サービス事業
- ・一人暮らし高齢者等安否確認事業
- ・保養センター老人等入浴券交付事業

4. 福祉施設管理事務（第10回現況調書80～85ページ参照）

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
福祉施設	総合保健福祉センター 老人デイサービスセンター	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
	該当なし	該当なし	高齢者生活福祉センター 特別養護老人ホーム 痴呆性高齢者グループホーム シルバーホーム	新市においても必要であることから、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。